

自立支援・重度化防止普及推進事業所募集に係る実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自立支援・重度化防止の普及推進に係る好事例・先進的事例を有する高齢者施設、事業所の募集について必要な事項を定め、県内の介護サービス事業者が効果的なサービスの提供を通じて、利用者の要介護度等の改善や維持につながる取り組み又は利用者の自立に関する満足度、参加率の向上、改善に資する先進的、ユニークな取組を行った事例を募集し、兵庫県が設置する「自立支援・重度化防止普及推進に係る研究会」(以下「研究会」という。)による評価や、県民及び事業者へ周知を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業所」とは、県内に所在する介護保険法(平成9年法律第123号)第8条に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護保険施設、同法第8条の二に規定する介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスを行う施設、事業所とする。

2 この要綱において「事業者」とは、上記の事業所を運営する法人とする。

(応募の要件)

第3条 本事業への応募は、次の要件を全て満たすものとする。

- 一 応募の日に現に第2条で規定するサービスを提供している事業者
- 二 令和4年4月1日から応募の日までの間の任意の1年間で、利用者の要介護度又は要支援度及び心身の状況の改善に資する取組若しくは状態悪化が見込まれる利用者に対する状態維持の取組又は利用者の自立度や満足度、意欲、参加率の向上や改善に資する先進的、ユニークな取組を持つ事業所がある場合に、1法人につき1事業所の応募とする。
- 三 二の取組の好事例や先進事例の応募は事業所単位とするが、特に優れた事例がある場合など、事業者の希望により、ユニットやサービス単位の事例による応募も可能とする。
- 四 事業者は、応募年度を含む過去5年間に勧告以上の行政指導または行政処分を受けていないこと、または市町から虐待の認定を受けるなどの不祥事を起こしていないこと。

(募集期間)

第4条 令和6年10月28日から令和6年12月27日までの期間に申込みがあったものを対象とする。

(応募)

第5条 自立支援・重度化防止普及推進事業に応募する事業者は、申請書(様式第1号)、取組報告書(様式第2号)を高齢政策課が別に定める方法により提出するものとする。

(選定)

第6条 高齢施策課は、前条の規定による応募があった場合は、研究会において内容を確認し、別に定める要件を満たしていると認められる事業所を、自立支援・重度化防止の取組の好事例・先進的事例として選定する。

2 前項の結果、その取組が極めて優れている事業所を、最優良事例として研究会において選定することができる。

(周知)

第7条 高齢政策課は、選定した取組について、県ホームページ、その他研究会で定める方法により広く県民や事業者等に周知、広報を行う。

(選定の取り消し)

第8条 高齢政策課は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消す。ただし、特別な事由があり高齢政策課が必要と認めた場合はこの限りではない。

- 一 第3条に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- 二 法令等に違反し、処分等を受けたとき。
- 三 応募にかかる事業所を廃止したとき。
- 四 応募にかかる事業者として不適切な行為を行ったとき。

(実施の事務)

第9条 実施に関する事は、高齢政策課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要事項は高齢政策課が別に定める。

附 則

(施行期日)

第11条 この要綱は令和6年8月22日から施行する。